

容器承認書

原規規発第 2207271 号

令和 4 年 7 月 27 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 小口 正範 殿

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 59 条第 3 項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 7 月 4 日付け令 04 原機（P 技）009（以下「申請書」という。）をもって申請のあった輸送容器については、同法第 59 条第 1 項に規定する技術上の基準のうち容器に関する基準に適合していると認められるので、同法第 59 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
添付の申請書の写しに記載のとおり

承認容器として使用する期間

令和 4 年 7 月 27 日から令和 24 年 1 月 25 日まで

ただし、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号）（以下「規則等」という。）の改正により、規則等に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）に適合しなくなった場合は失効する。

承認容器登録番号

各容器につき以下のとおり

S※B2041 （注）

（注）※は添付の申請書の写しの5. に記載された容器製造番号を指す。例えば、容器製造番号が01ならば、承認容器登録番号はS01B2041となる。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第22条第2号から第5号まで、第8号及び第9号に掲げる事項
添付の申請書の写しの1. から4. まで及び7. に記載のとおり

容器承認申請書

令04原機(P技)009
令和4年7月4日

原子力規制委員会 殿

住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
氏名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範
(公印省略)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第3項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第21条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 輸送容器の名称
TOSS型

2. 輸送容器の外形寸法及び重量

(1) 輸送容器の外形寸法

外 径 :

高 さ :

(2) 輸送容器の重量

以下

(3) 核燃料輸送物の総重量

以下

(4) 輸送容器の概略を示す図

添付図のとおり

詳細形状は、本核燃料輸送物の核燃料輸送物設計承認申請書（令和3年11月9日付け令03原機（P技）009（令和4年1月11日付け令03原機（P技）010をもって一部補正）に係る別紙の（イ）-第1図から（イ）-第7図までに示されている。

(5) 輸送容器の主要材料

外容器

内殻、外殻 :

緩衝体 :

一次密封容器 :

二次密封容器 :

3. 核燃料輸送物の種類

(1) 核燃料輸送物の種類：BU型核分裂性輸送物

(2) 輸送制限個数：制限なし

(3) 配列方法：任意

(4) 臨界安全指数：0

4. 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量

添付表のとおり

5. 承認を受けようとする容器の製造番号その他の当該容器と他の容器を区別するための番号

No.	容器製造番号
1	01

6. 承認容器として使用することを予定している期間

令和24年1月25日まで

7. その他特記事項

(1) 核燃料輸送物設計承認番号

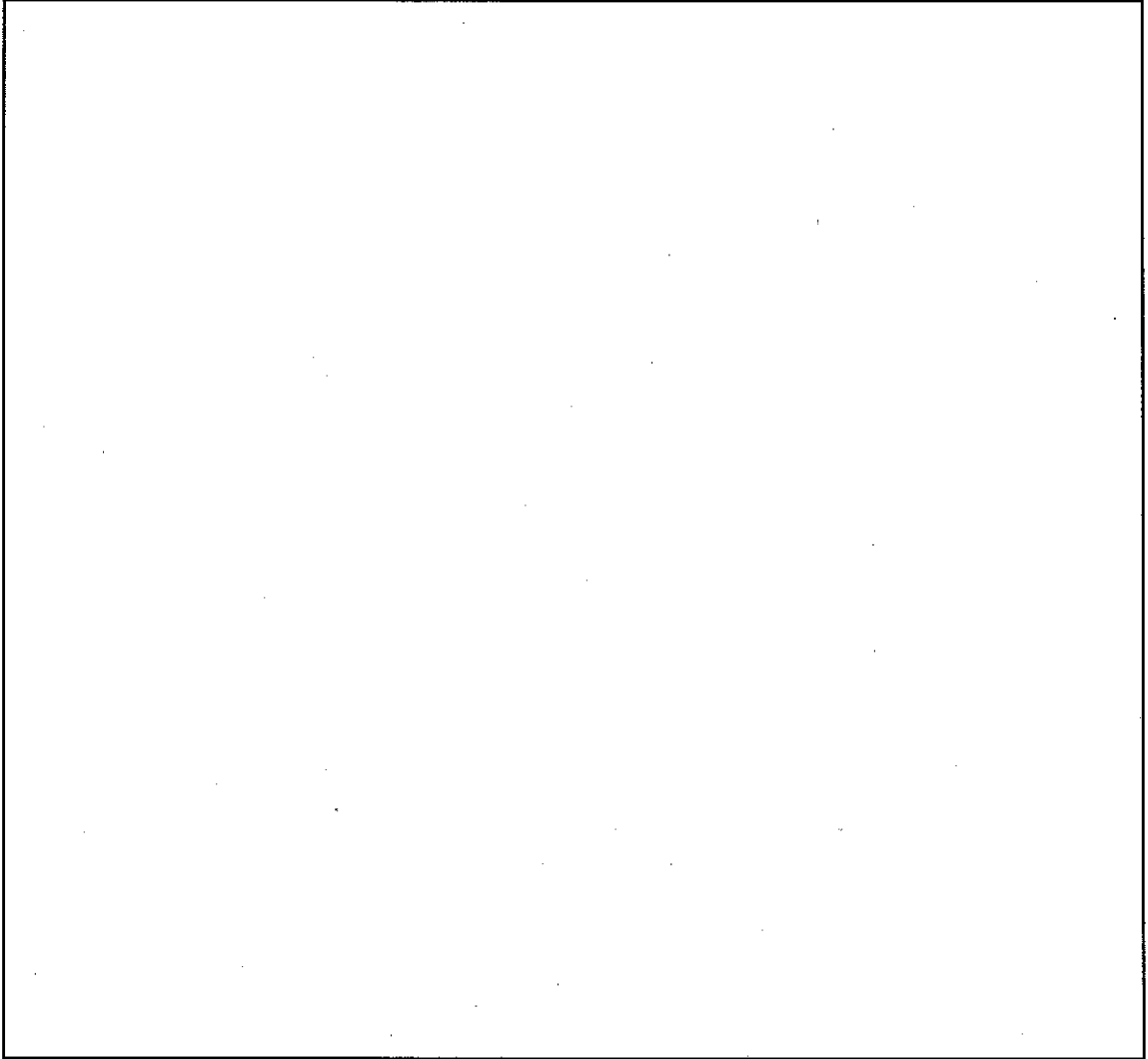
J/2041/B(U)F

(2) 輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いに関する事項

本核燃料輸送物の核燃料輸送物設計承認申請書（令和3年11月9日付け令03原機（P技）009（令和4年1月11日付け令03原機（P技）010をもって一部補正）の11.に示す輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱いに関する事項のとおり。

(3) 承認容器として使用する期間に関連する情報

承認を受けようとする容器は昭和57年11月4日に完成したものである。



添付図 T O S S型核燃料輸送物全体図

添付表 収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量

項 目	収 納 物
(イ) 種 類	プルトニウム試料、ウラン試料、 ウラン・プルトニウム混合試料
(ロ) 性 状 *1	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
(ハ) 重 量 *2	<ul style="list-style-type: none"> ・ウラン ウラン同位体装荷量 U233 最大 <input type="text"/> U234 最大 <input type="text"/> U235 最大 <input type="text"/> U236 最大 <input type="text"/> U238 最大 <input type="text"/> ・プルトニウム プルトニウム同位体装荷量 Pu238 最大 <input type="text"/> Pu239 最大 <input type="text"/> Pu240 最大 <input type="text"/> Pu241 最大 <input type="text"/> Pu242 最大 <input type="text"/> Pu244 最大 <input type="text"/> Am241 最大 <input type="text"/>
(ニ) 放射能の量	<ul style="list-style-type: none"> ・総量 最大 <input type="text"/> ・主要な核種 Pu238 最大 <input type="text"/> Pu241 最大 <input type="text"/> Am241 最大 <input type="text"/>
(ホ) 発 熱 量	最大 <input type="text"/>
(ヘ) 組 成	<ul style="list-style-type: none"> ・核分裂性プルトニウム富化度 最大 <input type="text"/> ・プルトニウム富化度 最大 <input type="text"/> ・ウラン濃縮度 最大 <input type="text"/>
(ト) 燃 焼 度	該当せず
(チ) 冷却日数	該当せず

*1) は混載しない。なお、
とする。

*2) ウラン・プルトニウム混合試料に関しては、ウランの重量及びプルトニウムの重量は、ウランについては最大g、プルトニウムについては最大gとし、ウラン及びプルトニウムの合計量は最大gとする。この場合においても、各々の同位体装荷量は本表のそれぞれの同位体の最大重量を超えないものとする。また、ウラン試料、プルトニウム試料及びウラン・プルトニウム混合試料のうち、いずれか2つ又は全部を混載する場合も同様とする。